

平成21年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 消防本部
 総務課、消防救急課・防災教育センター、予防保安課、情報指令課、
 中消防署・西分署・港分署・中央分署、北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所、南消防署・西南救急分駐所
 3 監査実施期間 平成21年8月21日
 4 監査結果報告 平成21年11月9日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【総務課】

<p>共通(1)支出事務について ア 請求書に日付の漏れているものが見受けられたが、請求書の提出日は支払いの基準となるものであり、不備のない請求書の提出を求めよう注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>イ 経費等の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、原課契約工事費及び消耗品費の支出について事務処理が遅延しているものが見受けられたので、期間内に適正・迅速な支出処理を行うこと。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月1日 支出の事務処理について、期間内に適正・迅速に処理を行うように課員に徹底した。</p>
<p>(1)支出事務について ア 手数料(タイヤ交換)の支出について、支出負担行為書の日付とそれに添付される見積書の日付が、前後しているものがあったことから今後、適正な支出事務を行うよう注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>イ 防火水槽用地賃借料について前金払いで支出しているが、四日市市会計規則に基づく履行の確認がなされていなかったため注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>(2)収入事務について 自動販売機設置に係る施設使用料について、四日市市消防職員親交会が行政財産の目的外使用許可を受けているが、自動販売機を設置している業者から直接、施設使用料が納付されているので、行政財産の使用許可を受けている四日市市消防職員親交会から納付するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月1日 行政財産の使用許可を受けた四日市市消防職員親交会から、施設使用料を納付する方式に改めた。</p>

<p>(3)備品管理について 防火外套について、職員数と台帳上の現在高に不整合が見受けられたので、備品の受払のつど台帳整理を行い、適正な管理をするよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月5日 防火外套の現員数を確認し、台帳整理を行った。</p>
---	---

【消防救急課・防災教育センター】

<p>共通(1)支出事務について ア 請求書に日付の漏れているものが見受けられたが、請求書の提出日は支払いの基準となるものであり、不備のない請求書の提出を求めるよう注意すること。【注意事項】(消防救急課)</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>イ 経費等の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、原課契約工事費及び消耗品費の支出について事務処理が遅延しているものが見受けられたので、期間内に適正・迅速な支出処理を行うこと。【是正改善事項】(消防救急課)</p>	<p>【措置済】 平成22年1月14日 支出の事務処理について、期間内に適正・迅速に処理を行うように課員に徹底した。</p>
<p>(1)支出事務について ア クリーニング代の支出科目は役務費が適当であるが、修繕費で支出されていたので注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>イ 消防団員消防学校入校費について、入校前に通常の支払い手続きにより支出していた。入校前に支払う場合は、前金払いにより支出し、後日履行確認をするよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年1月14日 平成21年9月の入校から、前金払いの支出とし、履行確認後、一般文書起案にて精算することとした。</p>
<p>ウ 四日市市市民防災隊運営費補助金について、補助金の交付額を確定する前に通常の支払い手続きにより支出していた。補助金の交付にあたっては、概算払いにより支出し、事業実績報告書提出後に額を確定し、精算するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年1月14日 平成21年度分から、概算払いにより支出し、実績報告書提出後に補助金額を確定し、精算するように変更し、実施している。</p>

【中消防署・西分署・港分署・中央分署】【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】【南消防署・西南救急分駐所】

<p>(1) 備品管理について 備品出納簿の設置場所欄が消防本部になっているものや、物品の規格の入力誤り、廃棄手続きの遅れなどが見受けられたので、適正な備品管理を行うよう注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>(2) 自家用車の使用について 市内・市外の出張に際し、自家用車を交通手段にしているケースが見受けられるが、公務遂行のために自家用車を利用することは原則認められていないので、出張の際には公用車又は公共交通機関を利用すること。【注意事項】 (中消防署中央分署)</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>

平成21年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 消防本部
 総務課、消防救急課・防災教育センター、予防保安課、情報指令課、
 中消防署・西分署・港分署・中央分署、北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所、南消防署・西南救急分駐所
 3 監査実施期間 平成21年8月21日
 4 監査結果報告 平成21年11月9日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【総務課】

<p>共通(1)業務棚卸表について 業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかに果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けると思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月1日 平成22年度業務棚卸表において、成果・活動指標として、消防団員の確保数、市民が心肺蘇生を実施した比率や、救急車の病院到着までの平均時間等、可能な限り指標を数値化した。</p>
<p>共通(2)現金等の管理について 消防職員親交会など各団体の預金通帳や印鑑を保管・管理しているが、現物の保管・実査、上司による牽制チェック体制が十分でない部分が見受けられる。内部統制システムの再点検を行い、より厳重なチェック体制を確立し、事故防止の徹底に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 預金通帳及び印鑑の取扱者に対し、保管管理の徹底を図るとともに、上司による残高確認、支出書類の確認等、内部チェック機能の再点検を行った。</p>
<p>(1)予算編成について 消防署整備事業費などの予算執行において、当初予算額と決算額に大きな差異があるものや多くの流用が見受けられた。予算の編成は、綿密な事業計画に基づいて十分な精査を経て行い、計画的かつ効率的な予算執行の確保に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 平成22年度において、事務事業を精査し当初予算と決算に乖離が生じないように予算編成を行った。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行に努めていく。</p>

<p>(2)港分署について 中消防署港分署敷地については、平成32年6月まで30年間の借地契約を締結しているが、平成21年4月から、港分署に配置していた水難救助隊員及び水難救助車を中消防署に配置替えしたことに伴い、港分署の役割・機能も大きく変わってきている。港分署存続の可否を含め、費用対効果や業務の効率性の観点から港分署敷地のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】平成22年5月7日 平成21年4月から水難救助体制の配置を中消防署に集約したところである。港分署については、港湾エリアを管轄とする唯一の活動拠点でもあることから、施設の有効活用を含め、今後、港分署のあり方について検討を行う。</p>
<p>(3)財産管理について 行政財産の使用について、電柱の占用使用料を無料としているが、受益者負担の観点から、使用料の徴収を検討するとともに、公平性を確保するため、使用料を免除する必要がある場合には早急に免除基準の作成を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成22年3月31日 電柱にかかる敷地占有料については、平成21年度に全件調査を実施し、四日市市公有財産規則に基づき敷地占有料を徴収することとした。</p>
<p>(4)貸与品の管理について 消防では、制服や防火衣など多くの被服等が貸与されている。職員一人ひとり貸与されている被服が異なるため、個人別に現在貸与されている被服を明らかにするため被服貸与原簿等の台帳による管理の仕方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成21年11月30日 平成21年度から個人貸与品の台帳を整備し、管理することとした。</p>
<p>(5)業務委託契約について 自家用電気工作物保安管理業務委託を一者単独随意契約で行っているが、平成21年2月20日付け調達契約課長通知により、業者選定にあたっては原則として競争で行うことになっているので、経済性、競争性の観点から一層のコスト意識を持ち、適正な執行に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成22年3月31日 平成22年度から消防本部庁舎を除き、見積もり合わせにより委託業者を決定する方式に改めた。 なお、消防本部庁舎については、緊急性及び庁舎の特殊性から随意契約とした。</p>
<p>(6)南消防署の交通渋滞による遅延対策について 南消防署については、本市南部を所管する救急・消防の拠点であるが、国道25号線と国道23号線が合流する立地的な要因もあり、交通量の増加に伴って慢性的な交通渋滞が発生し、救急・消防活動の支障となっている。救急・消防活動の遅延は、市民の生命・財産を守るうえで極めて憂慮される事態であるので、移転も含め、警察や国土交通省など関係機関とも協議して、8分消防5分救急の早期実現に向けた一層の対策に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】平成22年5月7日 新たに設置した中央分署や西南・北西出張所に配備した消防車の効果を検証するとともに、本市南部地域の消防活動拠点のあり方について、今後検討を進めていきたい。</p>

【消防救急課・防災教育センター】

<p>共通(1)業務棚卸表について 業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかにか果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けると思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月1日 任務目的ごとの達成手段に対する活動指標の見直しを行い、救急救命士の再教育に係る病院研修の実施数、救急講習会の受講者数、消防広域応援体制の強化を図るための訓練回数など具体的な数値目標を設定した。</p>
<p>共通(2)現金等の管理について 消防職員親交会など各団体の預金通帳や印鑑を保管・管理しているが、現物の保管・実査、上司による牽制チェック体制が十分でない部分が見受けられる。内部統制システムの再点検を行い、より厳重なチェック体制を確立し、事故防止の徹底に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 各団体の通帳や印鑑は、鍵付の金庫に保管し、常時施錠している。金庫を開錠するときは、上司に報告するものとし、月に1回程度、通帳の確認を複数の者で実施するようにチェック体制の見直しを行った。</p>
<p>(1)時間外勤務の縮減と労務管理の徹底について 厚生労働省が過労死の労災認定基準として定めた疲労の蓄積の要因となる時間外労働時間の目安としている「発症前1か月間におおむね100時間を超える」過重労働の職員が見受けられた。市民の生命・財産を守る部署において、職員の健康保持はもとより公務能率の上からも憂慮すべき事態であるので、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 職員間で業務の偏りが無いよう適正な配分を図るとともに、課内で横断的な業務遂行や関係所属への業務の応援要請を実施するなど、時間外の短縮を図るよう努める。</p>
<p>(2)市民防災隊について 現在、本市の市民防災組織は、消防本部の所管する市民防災隊と、危機管理室の所管する自主防災隊の二重体制となっている。危機管理室とも協議して、地区の防災組織のあり方、指揮命令系統のあり方について早急に検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 平成20年度から市民防災隊研修会や隊長ヒアリング等を実施し、地域の自主防災組織のあり方について検討を行っている。今後も地域の防災力を低下させることのないよう、危機管理室と協議をしながら、地域の防災組織体制を構築していけるよう努めていく。</p>

【予防保安課】

<p>共通(1)業務棚卸表について 業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかにか果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けると思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年1月19日 事業所における自主保安等の推進として、石油コンビナート事業所の地震対策の推進状況や特定防火対象物の消防計画の実施状況、また、防火思想の普及啓発として住宅用火災警報器の設置率や出前講座の実施数等、その有効性が確認できる活動指標を検討し、具体的な目標の数値化を図った。</p>
--	--

<p>共通(2)現金等の管理について 消防職員親交会など各団体の預金通帳や印鑑を保管・管理しているが、現物の保管・実査、上司による牽制チェック体制が十分でない部分が見受けられる。内部統制システムの再点検を行い、より厳重なチェック体制を確立し、事故防止の徹底に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成22年5月7日 当課では、四日市市防火協会の預金通帳や印鑑の保管管理について施錠管理を徹底するとともに、月1回程度、通帳の残高確認を上司により実施するチェック体制の見直しを行った。</p>
<p>(1)住宅用火災警報器の普及促進について 平成20年6月に住宅用火災警報器の設置が全ての住宅に義務づけられたが、設置率は必ずしも高いとはいえない状況にあると思われる。設置状況について実態調査を実施し、設置率の把握に努めるとともに、引き続き、出前講座や広報誌による啓発などを実施し、住宅用火災警報器の普及促進に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成22年5月7日 住宅用火災警報器の設置状況については、消防行事・イベント等でのアンケート調査を実施し引き続きその把握に努めている。さらなる設置率向上のため平成21年度に「住宅用火災警報器設置促進アクションプラン」を改定し、広報誌の各戸配布及びチラシの作成配布等積極的な広報活動の実施、共同住宅等管理会社への設置促進の働きかけ、自治会等を対象した出前講座の開講などを実施した。</p>
<p>【情報指令課】</p>	
<p>共通(1)業務棚卸表について 業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかに果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けるとと思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成21年11月9日 火災時の自殺以外の死者数の減少、心肺停止患者の救命率の向上、受付から出動指令までの時間短縮など、具体的な数値目標を設定しているが、その他の指標についても、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定となっているか確認した。</p>
<p>(1)通信業務の共同運用の推進について 平成19年4月から四日市市と桑名市との通信指令業務の共同運用が開始されているが、災害出動基準や各種警防活動の基準については、両市がそれぞれの基準で運用を行っているのが現状である。両市の連携を密にして、共同運用の更なる円滑化を図るため、警防活動の各種基準の統一化に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成22年5月7日 両消防本部の活動に係る細かな運用事項に関しては、「四日市市・桑名市消防指令センター統一事項」を作成し、それぞれの基準を理解し情報を共有して、指令業務の円滑な運営を行っている。各種活動基準の統一に関しては、広域運用担当部署も含めて協議し統一化に努めている。</p>

【中消防署・西分署・港分署・中央分署】

<p>共通(1)業務棚卸表について 業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかにか果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けると思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成21年11月5日 警防・救助、救急、予防の各分野の活動指標に現場到着時間、損害額、救命率等の数値目標を設定し、客観的に目的達成度が計れるよう見直しを図った。</p>
<p>(1)技術技能の継承について ア 熟練職員が大量に退職し、新規採用者が増加しているが、組織内部に蓄積されている技能、技術を如何に若手職員に継承するかが喫緊の課題となっている。消防職員は業務の遂行において職員の知識や能力の差が顕著に表れる職場でもあるので、職員の知識やレベルに応じた訓練や研修に一層努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 再任用職員等から知識技能の伝承を受けるとともに、業務研修計画及び訓練計画に基づき、高度救助隊カリキュラム、水難救助訓練及び小隊訓練等各々のセクションに応じた研修を実施した。 また、消防学校等の教育訓練課程に職員を派遣し一層のレベルアップを図った。</p>
<p>イ 平成20年度から、新人職員の能力育成のための新たな取り組みとして消防プリセプターシッププログラムを策定し、新人消防士の育成を図ったことにより、公務災害が大幅に減少するなど一定の成果を上げている。引き続き、プリセプターシップによる研修の検証も行いつつ、各職場内でより確実に技能、技術等が継承され、全体的なレベルアップが図れるよう、現場での実践を含めた研修・訓練に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 新人教育を目的としたプリセプター制度について、継続して研修を実施し、単にカリキュラムを消化するだけではなく、業務の実施と並行して確実な技術の習得を目指した。また、新人職員の心のケアも含めた指導を行うことにより訓練成果が上がるよう努めた。</p>
<p>(2)防火教室等の充実について 市民の防火・防災意識の推進を図るため、各消防署職員や防災指導員が講師となって学校や自治会等において防火・防災教室を開催しているが、講座の内容や実技指導の仕方、講師の話す技量によって受講者に与える印象は大きく違ってくる。今後、大人から子供まで幅広く楽しめるよう、講座内容の充実を図るとともに、講師力の向上に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 防火教室等については全体の研修会及び外部で開催される話し方講座等への派遣により講師力の向上を図った。また、講座内容についても実践を想定したデモを実施し検討を加えてより充実させるよう努めた。</p>
<p>(3)内部管理の徹底について 各消防署の業務については、職員の訓練など人材育成や現場での行動管理が中心となっており、物品管理など内部管理が不十分なところが見受けられる。物品についても市民の重要な財産であるので、管理にあたっては、定期的に抽出調査を行うなど内部管理の徹底を図り、常に、牽制機能の保持・強化に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 職員に備品愛護の気持ちを強く持たせたうえ、半期ごとに備品出納簿等との照合確認を含めて内部管理の徹底を図ることとした。</p>

【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】

<p>共通(1)業務棚卸表について 業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかに果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けると思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年 2月 1日 (警防・救助、救急、予防)各分野の活動指標に点検回数、調査数、実施件数等の数値目標を設定し、客観的かつ具体的な数値目標に改めた。</p>
<p>(1)技術技能の継承について ア 熟練職員が大量に退職し、新規採用者が増加しているが、組織内部に蓄積されている技能、技術を如何に若手職員に継承するかが喫緊の課題となっている。消防職員は業務の遂行において職員の知識や能力の差が顕著に表れる職場でもあるので、職員の知識やレベルに応じた訓練や研修に一層努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 署内における訓練や研修、更に現場活動時において技能、技術を伝承し、若手職員の技能、技術の向上を図るとともに、共通したマニュアル等を活用した訓練、研修の実施、情報の共有を図り、職員の知識やレベルに応じた訓練や研修の実施を図った。</p>
<p>イ 平成20年度から、新人職員の能力育成のための新たな取り組みとして消防プリセプターシッププログラムを策定し、新人消防士の育成を図ったことにより、公務災害が大幅に減少するなど一定の成果を上げている。引き続き、プリセプターシップによる研修の検証も行いつつ、各職場内でより確実に技能、技術等が継承され、全体的なレベルアップが図れるよう、現場での実践を含めた研修・訓練に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 プリセプターのレベルアップを図り、より充実した研修・訓練を実施することにより、新人職員により高度な技術・技能が継承できるよう努めるとともに、研修・訓練後の検証・評価を生かし、全体的なレベルアップを図った。</p>
<p>(2)防火教室等の充実について 市民の防火・防災意識の推進を図るため、各消防署職員や防災指導員が講師となって学校や自治会等において防火・防災教室を開催しているが、講座の内容や実技指導の仕方、講師の話す技量によって受講者に与える印象は大きく違ってくる。今後、大人から子供まで幅広く楽しめるよう、講座内容の充実を図るとともに、講師力の向上に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 消防本部が主催する研修会の他、職員研修所や危機管理室等が主催する研修や講演会に積極的に職員を派遣し、また、その他の外部機関が主催する研修にも可能な限り派遣することにより、講義内容の充実と講師力の向上を図った。</p>
<p>(3)内部管理の徹底について 各消防署の業務については、職員の訓練など人材育成や現場での行動管理が中心となっており、物品管理など内部管理が不十分なところが見受けられる。物品についても市民の重要な財産であるので、管理にあたっては、定期的に抽出調査を行うなど内部管理の徹底を図り、常に、牽制機能の保持・強化に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 備品は市民の重要な財産であるという認識を持って管理するよう周知し、台帳上の管理についても適正処理を徹底することで、備品の適正管理の徹底に努めた。</p>

【南消防署・西南救急分駐所】

<p>共通(1)業務棚卸表について 業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもので、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかに果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けると思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月10日 警防調査の実施回数、消防訓練の実施回数、救急研修の実施回数、応急手当の普及回数、救助技術向上に向けた訓練回数、立入検査回数、予防広報等の各手段の目標を具体的数値目標として定めた。</p>
<p>(1)技術技能の継承について ア 熟練職員が大量に退職し、新規採用者が増加しているが、組織内部に蓄積されている技能、技術を如何に若手職員に継承するかが喫緊の課題となっている。消防職員は業務の遂行において職員の知識や能力の差が顕著に表れる職場でもあるので、職員の知識やレベルに応じた訓練や研修に一層努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 先輩職員による、各種訓練の指導に加えて、OB職員による経験を生かした消防語り部研修を行い技能、技術の継承を実施する体制を作った。</p>
<p>イ 平成20年度から、新人職員の能力育成のための新たな取り組みとして消防プリセプターシッププログラムを策定し、新人消防士の育成を図ったことにより、公務災害が大幅に減少するなど一定の成果を上げている。引き続き、プリセプターシップによる研修の検証も行いつつ、各職場内でより確実に技能、技術等が継承され、全体的なレベルアップが図れるよう、現場での実践を含めた研修・訓練に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 各種訓練の実施に加えて、プリセプター制度を活用し人間関係を基本に目標を持たせ業務の遂行が適切にできるよう努力させ、それをサポートする体制を作った。</p>
<p>(2)防火教室等の充実について 市民の防火・防災意識の推進を図るため、各消防署職員や防災指導員が講師となって学校や自治会等において防火・防災教室を開催しているが、講座の内容や実技指導の仕方、講師の話す技量によって受講者に与える印象は大きく違ってくる。今後、大人から子供まで幅広く楽しめるよう、講座内容の充実を図るとともに、講師力の向上に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 小学生に対する防火教室や中学生に対する防災教室での内容については、全体会議を開催し、各署統一した内容で若手職員の育成も兼ねて実施している。また、自治会や企業に対する講話については、署長をはじめ担当係長や小隊で要望に沿った内容で実施した。</p>
<p>(3)内部管理の徹底について 各消防署の業務については、職員の訓練など人材育成や現場での行動管理が中心となっており、物品管理など内部管理が不十分なところが見受けられる。物品についても市民の重要な財産であるので、管理にあたっては、定期的に抽出調査を行うなど内部管理の徹底を図り、常に、牽制機能の保持・強化に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年5月7日 署で管理している備品については、財務会計システムと備品管理簿により管理し、それぞれの物に備品シールを貼って適正な取扱いを行うよう周知徹底済み。</p>